「第 46 回 コーデックス連絡協議会」の概要について

厚生労働省と農林水産省は、平成23年6月14日(火曜日)に、「第46回コーデックス連絡協議会」を厚生労働省専用第22会議室において開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1.経緯

- (1) 厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 今回は、本年2月から5月にかけて開催された8つの部会の主な検討議題の報告と、7月に開催される総会の主な検討議題の説明を行い、意見交換を行いました。
- 2.質疑応答及び意見交換の主な内容
- (1) 第22回油脂部会(CCFO)
- ・議題4のバルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範に関して日本においてバルクで輸送する油脂にはどのようなものがあるのか、食用油脂を輸送する際の前荷(バルクで油脂を運ぶ前に運んでいた物質のこと。)の規準にはどのようなものがあるのかについて質問がありました。これに対しバルクで輸送している油脂は主にパーム油(原油・精製したもの)であり、どちらも国内で再度精製されること、前荷については、国では規制は行っておらず、あくまで規準は民間ベースで設定しており、民間団体であるFOSFA(Federation of oils, seeds and fats associations)、NIOP(National institute oilseed products)等のリストを用いている旨を説明しました。
- ・また議題4のc)バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範に収載される前荷リスト原案に関し日本が留保した理由について質問がありました。これに対し、リスト原案の中にJECFA(FAO/WHO合同食品添加物専門家会議)で評価がされていない物質が入っていること、またADI(一日許容摂取量) 0.1 mg/kg以上との規準に合致していないものが含まれていることなどが

理由である旨を説明しました。

・議題7の魚油規格作成の新規作業提案に関して、参加国から提起された意見を踏まえて会期内に改訂された文書では、対象範囲を海産物全般から得られる魚油から魚類及び甲殻類に限定されたとあるが具体的にどのような違いがあるのか質問がありました。これに対し、会議前に配布されていた新規作業提案には藻類由来のものも含まれていた旨を説明しました。

(2) 第32回分析・サンプリング法部会(CCMAS)

- ・議題5の適合性評価及び紛争解決の手順のガイダンスに関して、紛争とはどういうケースがあるのか、またその紛争解決する機関がコーデックスにあるのかについて質問がありました。これに対し、輸入国で行われた検査で貨物が止まった場合などに輸出国と輸入国の検査結果に対する認識の違いによって紛争となるケースがあり、そういった紛争の解決はコーデックスの枠組みではなくWTOのパネルなどで行われる旨を説明しました。
- ・議題6のコーデックス規格における知的所有権を有する分析法の使用について背景を教えてほしいとの質問がありました。これに対して知的所有権を有する分析法をコーデックスのType1の分析法(定義法)として位置づけるにあたっての問題意識が背景としてある旨を説明しました。
- ・また、前回の連絡協議会で質問を頂いた日本における食物繊維の定義について、確定したものはないが、日本人の食事摂取基準及び日本食品標準成分表における定義がある旨を説明しました。これに対してコーデックスで食物繊維の定義が決まったことから日本もそれに合わせるべきではないかというご意見を頂きました。

(3) 第43回食品添加物部会(CCFA)

- ・議題5(d)のアルミニウム含有食品添加物条項に関して日本では使用できないケイ酸アルミニウムナトリウム等の添加物は評価中であるが、日本におけるアルミニウムの摂取量はどの程度なのかについて質問がありました。これに対し、1998年から1999年の食品添加物摂取量調査の結果では5.23 mg/人/日である旨を説明しました。
- ・議題5(g)の注釈161の使用に関する討議文書に関して、日本が注釈161の使用に反対したことについて、あくまでも食品の安全が確保されることが重要で

あり、添加物の使用に正当性がなければ使用するべきでなく、むしろ注釈161 を残し輸入を規制する余地を残すべきとの意見がありました。これに対し、今 後の検討材料としたいと回答しました。

(4) 第5回食品汚染物質部会(CCCF)

- ・議題5の食品中のメラミンの最大基準値原案に関して、意図的に混入された 食品についてはゼロトレランスであるべきであり、基準値を作ること自体がお かしいのではないかとの意見がありました。これに対して意図的な混入は許容 されないことを前提として、農薬、容器包装等から非意図的に混入した食品 について、どこまでであれば許容できるのかという基準を作っているという経緯 を説明しました。また、「液体の乳児用調整乳(Liquid infant formula)」とは具 体的に何なのか質問があり、液体の乳児用調整乳の定義の部分については 曖昧な部分が残っている可能性はある旨を説明しました。
- ・議題9(b)コメ中のヒ素に関する討議文書に関して実態調査は日本でも過去に行っているのではないか、今後の国内の基準の方向性について質問がありました。これに対し、米の栽培において、カドミウムの湛水管理による低減対策を行うと、逆にヒ素の吸収割合が増加することがわかっており、バランスを考えて行う必要があることから研究事業により検討中であること、総ヒ素、無機ヒ素、有機ヒ素のどれを対象とするかによって調査方法が変わってくるため、調査対象の化学種を明確にしながら過去の結果を踏まえて検討を行い、必要に応じてデータを提供する旨、国内規制については、今後の、コーデックスでの検討状況や食品安全委員会の自ら評価の状況を踏まえる必要がある旨を説明しました。

(5) 第43回残留農薬部会(CCPR)

- ・議題8の食品群への農薬最大残留基準値の外挿のための代表作物の選定に関する原則及びガイダンスに関して食品群の分類は日本と異なるのか、この分類を受けてどうするのかについて質問がありました。これに対し、代表作物の選定に関する原則については日本と合致しており、食品群の分類についてはコーデックスに準じて見直している旨を説明しました。
- ・議題11のCCPRが適用するリスク分析の原則の改訂に関して、この原則において農薬管理のルール作りを議論していくことも必要でないかとの意見を頂きました。これに対し、登録が失効した農薬や使用方法が変更された作物の基準値をそのまま設定しておくと、違法に使用されてもわからなくなるので、最新

の使用方法とデータに基づき再評価する必要があると考えるが、一方で途上 国でのみ登録が維持されているような農薬もあり、メーカーがこれらの農薬に 対してデータを提出しない場合に基準値を残す方法を検討する余地がある旨 を説明しました。

- ・議題13(b)茶における農薬のMRL(農薬最大残留基準値)設定及び暴露評価に関して、日本の評価について質問がありました。これに対して我が国もコーデックスと同様にMRLについては茶葉で設定されており、暴露評価については浸出液の残留データを用いている旨、加工係数に関しては、必要なものについて評価に活用すべく検討している旨を説明しました。
- (6) 第31回 魚類·水產製品部会(CCFFP)
- ・議題3のフィッシュソース規格案について日本ではどういったフィッシュソースを 想定しているのか、国際的な取引量はどれくらいあるのか、pH4.5の妥当性に ついて質問がありました。これに対し、「しょっつる」や「いしり」を想定しており、 国際的な取引量はほとんどないこと、フィッシュソースは今後アジア地域での 取引が見込まれること、pH4.5は文献等のデータを踏まえた値であり、「もろみ」 等を使用してもこの範囲に含まれる旨を説明しました。
- ・また、ヒスタミンの基準に関してどういった方向で進められる見込みかという質問がありました。これに対して、現在CCFHで「食品中の微生物規準の設定と適用に関する原則」の改訂が検討されており、これを踏まえて検討が進められる旨を説明しました。
- (7) 第16回生鮮果実·野菜部会(CCFFV)
- ・質問はありませんでした。
- (8) 第39回食品表示部会(CCFL)
- ・議題4のFAO及びWHOからの付託事項「食事、運動及び健康に関するWHOの世界的な戦略の実施について」に関して、コーデックスの結果を踏まえて、国内のナトリウム(食塩)の表示についてどのようにしていくのか質問がありました。これに対して現在、栄養成分表示については検討会で検討中である旨を説明しました。また関連して栄養成分表示の義務化については、信頼性の確保、コスト、インフラ・人員、半製品・原料の輸入等についても考慮して検討してほしいとのご意見を頂きました。

- ・議題5の有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドラインにおいてエチレンの用途拡大が検討されていることに関連し、一般的なエチレンの表示にはどういった規制があるかという質問がありました。これについては次回回答することとしました。
- ・議題6の遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品及び原料の表示に関して、目的及び考慮すべきことについての詳細な説明、並びにハラール(HALAL)に関するコーデックス文書をリストに追加した趣旨について質問がありました。これに対して目的については、関連するコーデックス文書で重要なものを1つに集めたこと、考慮すべきことについては、異なるアプローチがとられており、どのようなアプローチもコーデックスの条項に一致させるべきであること、及び他の作物との違いを示唆するために作ったものではないこととされている旨、また、ハラールとはイスラム教で許された食物のことで、これに関する既存のコーデックス文書を追加したものである旨説明しました。

(9) 第34回コーデックス総会(CAC)

- ・仮議題11の財政及び予算に関する事項について日本からの出資金額や全体における寄与率等について質問がありました。これについては別途メールでご連絡することとしました。
- ・コーデックスは食品安全と公正な貿易の基本であり、農林水産省・厚生労働省・消費者庁が対応するために必要な経費が震災対応で削減されないよう、必要な予算の確保に努力頂きたいとのご意見を頂きました。これに対し、本年7月の総会で日本が次期アジア地域調整国に指名されれば、次回のアジア地域調整部会を来年11月に東京で開催する予定であること、会議に必要な経費について現在予算要求をしている旨を情報提供しました。

議題全体をとおして、議題数が多く一つ一つの議論が消化不良となっていることから、改善を求める旨のご意見を頂きました。

- お問い合わせ先 -

厚生労働省 食品安全部 企画情報課 国際食品室担当:横田、石亀(電話:03-5253-1111 内線:2407)

農林水産省 消費·安全局 消費·安全政策課 担当:近藤、湯地(電話:03-3502-8111 内線4471) ((直)03-3502-8732)